

審 第 1 5 6 1 号

答 申 第 5 3 4 号

令和元年10月28日

千葉県教育委員会教育長

澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年9月2日付け松南第250号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第586号

平成27年7月28日付けで異議申立人から提起された、平成27年6月25日付け
松南第165号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成27年6月25日付け松南第165号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月26日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県立松戸南高等学校が千葉県教育庁教育総務課、教職員課並びに指導課に発出した情報（学校保有分。2015年4月1日より5月26日）。遺漏のないよう事務を行われない。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書をそれぞれ特定した。

- (1)「司書教諭報告書（平成27年4月1日付け松南第3号）」（以下「本件対象文書1」という。）
- (2)「主任等報告書（平成27年4月1日付け松南第5号）」（以下「本件対象文書2」という。）
- (3)「兼業許可願について（副申）（平成27年4月1日付け松南第6号）」（以下「本件対象文書3」という。）
- (4)「免許外教科教授担任許可申請書（平成27年4月1日付け松南第9号）」（以下「本件対象文書4」という。）

- (5) 「(障害者対応に係る非常勤講師) 任用・雇用具申書及び(教育課程に係る非常勤講師) 任用・雇用具申書(平成27年4月3日付け松南第10号)」(以下「本件対象文書5」という。)
- (6) 「(嘱託) 任用・雇用具申書(平成27年4月9日付け松南第19号)」(以下「本件対象文書6」という。)
- (7) 「履歴事項の変更について(届出)(平成27年4月10日)」(以下「本件対象文書7」という。)
- (8) 「男性職員の育児休業等取得状況報告書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)」(以下「本件対象文書8」という。)
- (9) 「平成27年度第1回障害のある生徒の指導連絡協議会の出席者及び資料」(以下「本件対象文書9」という。)
- (10) 「定例報告について(報告)(平成27年4月15日)」(以下「本件対象文書10」という。)
- (11) 「職員の療養休暇について(報告)(平成27年4月23日付け松南第52号)」(以下「本件対象文書11」という。)
- (12) 「出産休暇の取得状況について(報告)(平成27年4月23日付け松南号外)」(以下「本件対象文書12」という。)
- (13) 「高等学校調査表による調査について(報告)」(以下「本件対象文書13」という。)
- (14) 「平成26年度高等学校に係る予算の令達について(申請)(平成27年5月7日付け松南第98号)」(以下「本件対象文書14」という。)
- (15) 「平成26年度転・編入学試験実施状況報告」(以下「本件対象文書15」という。)
- (16) 「平成27年度教員免許更新状況調査(県立学校及び市町村組合立学校用)」(以下「本件対象文書16」という。)
- (17) 「育児休業の承認について」(以下「本件対象文書17」といい、本件対象文書1から同16と併せて以下「本件各対象文書」という。)

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年7月28日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 実施機関は、本件請求に対し、開示すべき対象情報である高等学校調査表〔第三表〕について、条例第8条第2号に該当するという理由で本件決定を行った。

(2) 不開示とされた箇所は、一部教員が保有する免許、前任校、現在校在籍年数等である。一部教員が保有する免許だけを不開示にする合理的な理由はない。

また、各教員の前任校は、毎年度末に、教職員の人事異動に関する新聞等で報道されており、これを不開示にするのは常識に反し倒錯している。

さらに、各教員の現在校在籍年数は市販されている教職員名簿を確認すれば容易に知ることができる公知情報である。

(3) 実施機関は一部を不開示にした理由を、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため」と主張するが、職員ではなくなぜ個人なのか、なぜその権利利益が害されるおそれがあるのか、具体的に説明していない。単なる「おそれ」だけで不開示にできないことは、既に判例で指摘されている。

(4) 7月7日午前、千葉県情報公開センターにおいて、千葉県立松戸南高校長〇〇〇〇、その下僚同主事〇〇〇〇に上記不開示理由を尋ねた。しかし、同人は入職して1年目であり、質問の主旨をはじめ全て理解できないと言った。

そこで、当方より、貴職には開示に伴う説明責任があるので、校長〇〇〇〇と至急確認相談の上、おおむね10日間以内に、当方の質問に回答するよう依頼した。

しかし、3週間経過した今なお放置されている。これが今回の異議申立ての発端であり、これら不当行為は、実施機関が正常に機能していない証左と思料される。

3 口頭意見陳述の要旨

実施機関は、平成27年10月15日に異議申立人の口頭意見陳述（以下「本件口頭意見陳述」という。）を実施した。そこでの異議申立人の主張の要旨は以下のとお

りである。

(1) 実施機関が本件請求に対して行った平成27年6月25日付け松南第165号の行政文書不開示決定及び本件決定に対して、異議申立人はそれぞれ異議申立てを行って口頭意見陳述の機会を求めており、さらに、当該行政文書不開示決定は条例第8条第1号に該当するとされ、本件決定は同条第2号に該当するとされ、実施機関はそれぞれ異なる理由で決定を行っているのであるから、実施機関が当該2件の異議申立てに係る口頭意見陳述の機会の付与を本件口頭意見陳述において1つに併合していることは問題である。

(2) 本件各対象文書の開示を実施したとき、実施機関が不開示とした部分の不開示の理由を10日以内に書面で回答するように、開示の実施を担当した松戸南高等学校の職員と約束したが、21日間経過しても回答がなかったため、上記行政文書不開示決定及び本件決定について異議申し立てをした。

回答を約束した10日間の期限を超えたり、2週間を超えたりした場合は、回答の途中経過を異議申立人に連絡すべきであり、実施機関の行為は常識を欠く行為である。回答する書面は、校長印がないメモで構わない。

(3) 口頭意見陳述を実施することにより、実施機関が異議申立人の意見を聴いて決定を改めたり、異議申立人が異議申立てを取り下げたりする可能性があるため、口頭意見陳述の機会の付与は、実施機関が異議申立ての条例第21条の規定による却下、認容又は審査会への諮問のいずれかを決定する前に実施されなければならない。

実施機関が審査会へ諮問するかどうかは、異議申立人の口頭意見陳述を聴いた上で、総合的に判断されなければならない。

また、実施機関は審査会の答申を尊重して再度の決定をしなければならないから、答申が出された後に口頭意見陳述を行ったとしても、異議申立人による口頭意見陳述が実施機関の再度の決定に反映され得ない。

よって、実施機関が審査会へ諮問をした後に本件口頭意見陳述の機会の付与をしたことは不当である。

(4) 異議申立人は、教職員の前任校は、職員録や新聞報道により公になる情報であるから開示されなければならないと考えていたところ、本件口頭意見陳述の聴取者によると、前任校欄には教職員の過去の情報が全部入っているとのことであり、その説明を踏まえると、当該前任校欄が不開示になることも理解できる。

そうすると、実施機関が不開示とした部分について、不開示とした理由を説明すれば、異議申立人にとって理解できる部分もあるため、異議申立てはなかった可能性がある。

したがって、本件決定の開示の実施のときに約束したとおりに、実施機関は不開示とした部分の不開示の理由を説明すべきであった。

4 意見書の要旨

(1) 条例第8条解釈適用の誤りについて

ア 実施機関は本件情報の不開示にした部分について、その理由を「個人に関する情報であって、(略)、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」と主張する(理由説明書4(1))。しかし、個人を識別できない情報が開示されたとして、個人が特定できないのであるから、当該個人の権利利益を害されることはない。

イ 実施機関は不開示にした理由を「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない」と主張する(理由説明書4(2))。しかし、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない」情報だから不開示とならないことは自明である。集合論として言えば、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない」情報は、開示する情報と開示しない情報の集合から成り立っており、後述するとおり、「予定されている情報ではない」情報がそのまま不開示とはならない。開示不開示は個々の情報について検討されなければならない。

ウ 実施機関は本件決定の主張の中で「一般的には」、「通常他人に知られたくない(情報)」、「極めて詳細な(情報)」等、至る個所で客観性を欠き、計測不能な主観的説明を繰り返している。これは単に不開示を拡大するための、ためにする主張でしかありえない。

(2) 本件不開示部分の不当について(主な部分について)

ア 高等学校調査表〔第三表〕1頁において、校長〇〇〇〇の主な担当教科名が明らかにされる一方、当該高校免許が不開示になっている。担当教科と保有免許とは一体の関係になっており、これを分離して判断することは不当である。

イ 同2頁において、前任校が不開示にされている。これは毎年度末各新聞報道で、全教職員の前任校及び新任校が報道され、既に明らかとなっている。

また、最寄り駅が不開示にされている。しかし、例えば都市部においては、各鉄道地下鉄等の駅が接続し、また、隣り合って設置される場合が多く、よって最寄り駅が明らかとなったとしても居住場所が公になることはない。同様に、非都市部においては、利用する駅から居住地が遠距離にある場合があり、最寄り駅を公にしたとして居住場所が明らかになることはない。

ウ 同3頁において、職員の高校免許の一部が不開示にされている。保有免許は教育活動の根拠条件であり、これを不開示にする理由はない。「教科情報」免許保有者は開示されているが、「司書教諭」、「社教主事」などが知れても本人に不利に作用することはない、この部分を不開示にする理由はない。

(3) まとめ

実施機関が行った本件決定は誤っており、直ちに取り消されなければならない。この余の意見については、審査会が設置する意見陳述の場で意見を申し述べる用意がある。検討されたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書13の内容について

(1) 本件対象文書13は、特に下記ウにおいて、人事異動等高等学校の教育行政上の基礎資料として、教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されている人事を管理するために作成された行政文書であって、教育庁教育振興部教職員課長が各県立高等学校長に依頼し、当該学校長が報告したものである。

そして、本件対象文書13は次に掲げる文書で構成され、当該文書の内容は当該文書に応じて、次に掲げるとおりである。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ア 高等学校調査表〔第一表〕 | 生徒数に係る調査表 |
| イ 高等学校調査表〔第二表〕 | 在学する学生における市町村別の分布状況に係る調査表 |
| ウ 高等学校調査表〔第三表〕 | 教職員に係る調査表 |
| エ 高等学校調査表〔第四表〕 | 職員の構成に係る調査表 |

(2) 上記第4の1(1)ウは次に掲げる頁に応じて、次に掲げる欄で構成されている。

- ア 左頁 高等学校の名称、学校番号、電話番号、ファクシミリ番号、課程、番号、職名、氏名、職員コード、性別、年度末年齢（歳）、現在校在籍年数、在籍

年数、免許（高校、教科情報及び中学特別支援の欄で構成されている。）、資格（司書教諭、社教主事及び栄養士・管理栄養士・社教主事・学芸員・看護師等の欄で構成されている。）、主な担当教科、担当授業（科目（時数）、合計時数及びTT時数の欄で構成されている。）、校務分掌（役職名）、所属学科、専門種目（体育のみ）、所属学年、クラス担任（正副）及び部活・同好会等顧問（付加情報）

イ 右頁 高等学校の名称、学校番号、電話番号、ファクシミリ番号、課程、番号、氏名、旧姓、生年月日、〒郵便番号、現住所、主な通勤手段、通勤所用時間（分）、住居関係公借自等、最寄り駅（駅名、交通手段及び時間（分））の欄で構成されている。）、配偶者等（職員コード及び勤務先名称（県内公立教育機関））の欄で構成されている。）、前任校、出身学校名（大学院・大学（年制）・学部・学科、高校（小・中））の欄で構成されている。）及び備考

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

本件対象文書13において実施機関が不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）については、既に開示している教職員の氏名とともに一体として本件対象文書13に記録されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

ア 本件不開示部分のうち現在校在籍年数の欄に記録され不開示とした情報については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

イ 一般的には、個人が取得した免許に係る情報は、条例第8条第2号本文に規定する不開示とする情報に該当する。

また、本件不開示部分のうち免許の欄に記録され不開示とした情報については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定に

より又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

ウ 本件不開示部分のうち前任校の欄には、氏名の欄に記録された教職員が過去に所属した学校等が記録されている。実施機関において、異動した及び新規に採用した教職員の氏名、学校等を公表していることから、過去に公表した内容を調べることにより、氏名の欄に記録された教職員が過去に所属した学校等を推測することができるが、この公表は、公表したときにおける教職員の氏名等を明らかにしているに過ぎず、この公表した内容から教職員が過去に所属した学校等を推測できるとしても、このことをもって前任校の欄に記録され不開示とした情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

エ 本件不開示部分のうち、上記アからウまで以外の欄に記録され不開示とした情報については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

(3) 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。

(4) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

ア 上記第4の1のとおり、本件対象文書13は、特に上記第4の1(1)ウにおいて、教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されており、人事を管理する必要から作成されたものであり、本件不開示部分のうち現在校在籍年数及び前任校の欄に記録され不開示とした情報については、当該教職員の同僚、知人その他の関係者を含め、通常他人に知られたいと考えられる当該教職員の私事に関する情報であって、具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

イ 一般的には、個人が取得した免許に係る情報は、条例第8条第2号本文に規定

する不開示とする情報に該当する。

また、上記第4の1のとおり、本件対象文書13は、特に上記第4の1（1）ウにおいて、教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されており、人事を管理する必要から作成されたものであり、本件不開示部分のうち免許の欄に記録され不開示とした情報については、当該教職員の同僚、知人その他の関係者を含め、通常他人に知られたくないと考えられる当該教職員の私事に関する情報であって、具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

ウ 上記第4の1のとおり、本件対象文書13は、特に上記第4の1（1）ウにおいて、教職員に関する極めて詳細な履歴を含む情報が記録されており、人事を管理する必要から作成されたものであり、本件不開示部分のうち上記ア及びイ以外の欄に記録され不開示とした情報については、当該教職員の同僚、知人その他の関係者を含め、通常他人に知られたくないと考えられる当該教職員の私事に関する情報であって、具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。

(5) 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件不開示部分については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、条例第8条第2号ただし書ニに該当するとは認められない。

3 本件対象文書13以外の本件各対象文書に係る不開示の理由について

(1) 本件対象文書13以外の本件各対象文書において、実施機関が不開示とした部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) この不開示とした部分については、何人に対しても等しく情報を公開することを定めている法令等はなく、現に刊行物、新聞の報道等により公にされている事実はないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

- (3) この不開示とした部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。
- (4) また、この不開示とした部分については、教職員の具体的な職務の遂行と直接に関連を有するものではなく、当該教職員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。
- (5) さらに、この不開示とした部分については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、条例第8条第2号ただし書ニに該当するとは認められない。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、その他種々主張しているが、実施機関の説明は上記1から3までのとおりである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

本件決定において特定された本件各対象文書は、全て千葉県立松戸南高等学校（以下「本件学校」という。）から実施機関に対して発出された文書である。

実施機関は、別表1の不開示とした部分欄に記載された各情報を、条例第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

これに対し、異議申立人は、本件決定により不開示とした部分は、同号本文に該当せず、開示すべき旨主張している。

そこで、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 本件対象文書1及び同2について

ア 条例第8条第2号本文前段該当性について

本件対象文書1には、氏名（職員コード）欄、性別欄、年齢欄、担当教科目欄、週授業時数欄、校務分掌欄、現在校在職年数欄、司書教諭経験年数欄、資格取得年月日欄及び備考（前年度の校務分掌等）欄の各欄から構成されている表が記載されている。

本件対象文書2には、役職の名称欄、氏名欄、性別欄、年齢欄、担当教科目欄、週授業時数欄、教職経験年数欄、現在校在職年数欄及び備考（前年度の校務分掌等）欄の各欄から構成されている表が記載されている。

本件対象文書1及び同2の上記各表には、各行に教職員の氏名が記載されていることから、各行それぞれが全体として、各教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

(ア) 職員コードについて

本件対象文書1の上記表を構成する氏名（職員コード）欄には、既の開示されている教職員の氏名とともに職員コードが記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、人事管理のために教職員に個別に割り振られた8ケタの数字であって、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 年齢について

本件対象文書1及び同2の上記各表の年齢欄に記載されている年齢は、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 司書教諭経験年数、司書教諭資格取得年月日、教職経験年数及び現在校在職年数について

本件対象文書1の上記表の司書教諭経験年数欄及び資格取得年月日欄にそれぞれ記載されている司書教諭経験年数及び司書教諭資格取得年月日並びに本件対象文書2の上記表の教職経験年数欄に記載されている教職経験年数並びに本件対象文書1及び同2の上記各表の現在校在職年数欄に記載されている現在校在職年数は、公務員に関する情報であるが、個人の経歴に関する情報であって、教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書3について

ア 条例第8条第2号本文前段該当性について

本件対象文書3は、本件学校が実施機関に対して提出した、本件学校の教職員の兼業許可申請に係る文書であり、「兼業許可願について(副申)」、「兼業許可願」、「非常勤講師の派遣について(依頼)」及び「『教育相談』、『教職概論』担当依頼の理由について」から構成されている。

本件対象文書3を構成する文書のうち、「兼業許可願」には、教職員の氏名、兼業先の名称及び所在地、兼業先における職名、勤務する曜日及び時間帯、給与の額及び兼業予定期間がそれぞれ記載され、また、「非常勤講師の派遣について(依頼)」には、兼業を予定する教職員の所属、氏名、担当科目、担当時間数、委嘱期間及び給与等がそれぞれ記載されている。

実施機関が本件対象文書3において不開示とした部分は、「兼業許可願」の給与の額及び兼業予定期間並びに「非常勤講師の派遣について(依頼)」の委嘱期間及び給与等であり、当該各情報は、既に開示されている当該教職員の氏名と相まって、当該教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

(ア) 給与額について

「兼業許可願」に記載のある給与の額及び「非常勤講師の派遣について(依頼)」に記載のある給与等には、当該教職員が非常勤講師として兼業する際の給与額がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員の所得に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 兼業予定期間及び委嘱期間について

「兼業許可願」に記載のある兼業予定期間及び「非常勤講師の派遣について(依頼)」に記載のある委嘱期間は、公務員に関する情報であるが、当該教職員が他機関の非常勤講師としての活動に従事する期間であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認めら

れ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書4について

ア 条例第8条第2号本文前段該当性について

本件対象文書4は、本件学校から実施機関へ提出した、本件学校の教職員が免許外教科の教授を担当するための申請に係る文書であり、「免許外教科教授担任許可申請書」（以下「許可申請書」という。）、「申請事由書」及び「教諭の免許状及び教科に関する証明書」（以下「証明書」という。）から構成されている。

本件対象文書4を構成する文書のうち、許可申請書には、教授担任教諭氏名欄、担任教科名欄、担任期間欄及び備考欄の各欄から構成されている表が記載されており、また、証明書には、申請教諭の氏名欄、所有する免許状欄、申請教科欄及び申請教科についての教授能力欄の各欄から構成されている表が記載され、さらに、上記各欄のうち、所有する免許状欄は、免許状の種類欄、教科欄及び授与年月日欄の各欄から構成されている。

許可申請書及び証明書の上記各表には、教職員の氏名が記載されていることから、各表それぞれが全体として、当該教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

(ア) 教諭経験年数及び教授経験年数について

許可申請書の上記表を構成する備考欄で不開示とされた部分には、当該教職員の教諭経験年数が記載され、また、証明書の上記表を構成する申請教科についての教授能力欄で不開示とされた部分には、当該教職員の免許外教科に係る教授経験年数が記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、個人の経歴に関する情報であって、教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、上記(1)イ(ウ)と同様に、不開示とすることが妥当である。

(イ) 免許状の種類及び教科について

当審査会が証明書の上記表を見分したところ、上記表を構成する免許状の種類欄で不開示とされた部分には、証明書が作成された平成27年4月1日時点で当該教職員が授業を担当する教科以外の教科の免許状の種類が記載されており、また、教科欄で不開示とされた部分には、同年月日時点で当該教職員が授業を担当する教科の免許状以外で保有している免許状の教科が記載されていることが認められた。

ところで、条例第8条第2号ただし書ハに規定される公務員の職務の遂行に係る情報とは、公務員が担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であって、具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報であると解され、この点、教職員が保有する免許及び資格に係る情報について見ると、文書の作成年月日現在で当該教職員が担当する職務に必要な免許及び資格に係る情報が、当該教職員が担当する具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報といえ、公務員の職務の遂行に係る情報に該当する。

そうすると、上記不開示情報は、公務員に関する情報であるが、証明書が作成された平成27年4月1日現在で当該教職員が担当する職務に必要な免許に係る情報ではないことから、当該教職員の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 免許状授与年月日について

当審査会が証明書の上記表を見分したところ、上記表を構成する授与年月日欄で不開示とされた部分には、当該教職員が保有している各免許状の授与年月日が記載されていることが認められた。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員が担当する具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件対象文書5及び同6について

本件対象文書5は、障害者対応及び教育課程に係る非常勤講師を任用・雇用す

ることについて本件学校から実施機関へ具申することに係る文書であり、「(障害者対応に係る非常勤講師) 任用・雇用具申書」(以下「具申書1」という。)、 「(教育課程に係る非常勤講師) 任用・雇用具申書」(以下「具申書2」という。)、 「協議書」、 「教育職員免許状授与証明書」の写し(2枚分)及び「県立学校非常勤職員採用時健康診断書」の写しから構成され、また、本件対象文書6は、嘱託職員を任用・雇用することについて本件学校から実施機関へ具申することに係る文書であり、「(嘱託) 任用・雇用具申書」(以下「具申書3」という。)、 「職員健康診断票」の写し及び 「履歴書」の写しから構成されている。

ア 条例第8条第2号本文前段該当性について

具申書1、同2及び同3の各文書には、非常勤コード(高校の非常勤講師のみ) 欄、氏名欄、雇用期間欄、担当欄、週当たり勤務時間・日数欄、報酬・賃金の額(基礎となる額) 欄、免許状欄、健康審査欄、職歴(直近のもの) 欄及び備考欄から構成されている表が記載されている。

また、「協議書」には、本件学校が当該非常勤講師を任用することを実施機関に具申する理由が記載されている。

具申書1及び同2の上記各表並びに「協議書」中の「1 理由」の(2)で不開示とされた部分は、既の開示されている具申書1及び同2の非常勤講師の氏名と相まって、当該非常勤講師の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

さらに、具申書3の上記表で不開示とされた部分は、既の開示されている具申書3の嘱託職員の氏名と相まって、当該嘱託職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

(ア) 非常勤コードについて

具申書1及び同2の上記各表を構成する非常勤コード欄で不開示とされた部分には、当該非常勤講師の非常勤コードが記載されている。

上記情報は、上記(1)イ(ア)と同様に、不開示とすることが妥当である。

(イ) 雇用期間、生年月日、週当たりの勤務時間・日数、健康審査結果、健康審査年月日及び職歴について

具申書 1、同 2 及び同 3 の上記各表を構成する雇用期間欄には雇用期間が、健康審査欄中の左欄及び中央欄には健康審査結果及び健康審査年月日が、職歴欄及び備考欄には職歴がそれぞれ記載されている。

また、具申書 1 及び同 2 の上記各表を構成する担当欄中の括弧内には、生年月日が、週当たりの勤務時間・日数欄には週当たりの勤務時間・日数がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、当該非常勤講師及び当該嘱託職員の私事に関する情報であることから、当該非常勤講師及び当該嘱託職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 免許状の種類及び教科について

当審査会が具申書 3 の上記表を見分したところ、上記表を構成する免許状欄には、当該嘱託職員が保有する免許状の種類及び教科が記載されていることが認められた。

また、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、上記免許状欄に記載された免許状は、当該嘱託職員が担当する職務である、生徒の介助に関する業務に必要なものではないとのことであった。

そうすると、上記情報は、公務員に関する情報であるが、具申書 3 が作成された平成 27 年 4 月 9 日現在で当該嘱託職員が担当する職務に必要な免許に係る情報ではないことから、上記 (3) イ (イ) と同様に、当該嘱託職員の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 健康審査受診機関及び健康審査受診場所について

具申書 3 の上記表を構成する健康審査欄中の右欄には、当該嘱託職員の健康審査受診機関及び健康審査受診場所がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、人事管理上保有する健康情報で

あることから、当該嘱託職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 職歴等の私事に関する情報について

当審査会が本件対象文書5を構成する「協議書」の「1 理由」の(2)において不開示とされた部分を見分したところ、当該部分には、非常勤講師の職歴等が記載されていることが認められた。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、非常勤講師の私事に関する情報であることから、当該非常勤講師の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 「教育職員免許状授与証明書」の写し(2枚分)について

本件対象文書5を構成する「教育職員免許状授与証明書」の写し(2枚分)には、個人の本籍地、教職員の氏名、生年月日、免許状の種類、免許状番号、授与年月日、授与権者及び免許状の根拠規定等がそれぞれ記載されていることが認められた。

上記情報は、当該非常勤講師の個人に関する情報であり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、個人の本籍地、生年月日、免許状番号及び授与年月日等は、公務員に関する情報であるが、当該非常勤講師の私事に関する情報であることから、当該非常勤講師の職務の遂行に係る情報とはいえない。

したがって、上記情報は、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 「県立学校非常勤職員採用時健康診断書」の写し及び「職員健康診断票」の写しについて

本件対象文書5を構成する「県立学校非常勤職員採用時健康診断書」の写し

及び本件対象文書6を構成する「職員健康診断票」の写しは、全ての記載事項が不開示とされている。

上記情報は、氏名とともに個人の心身の状況について記載され、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 「履歴書」の写しについて

当審査会が見分したところ、本件対象文書6を構成する「履歴書」の写しには、嘱託職員の氏名、現住所、電話番号、本籍地、性別、生年月日、学歴、教育職員免許状の種類、免許状授与年月日及び職歴等が記載されていることが認められた。

上記情報は、当該嘱託職員の個人に関する情報であり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、「履歴書」の写しは、人事管理の必要性から作成され、極めて詳細な経歴等の情報が記載されており、「履歴書」に記載された当該情報は、職場の同僚等を含め、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、当該嘱託職員の私事に関する情報であることから、当該嘱託職員の職務の遂行に係る情報とはいえない。

したがって、上記情報は、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 本件対象文書7について

本件対象文書7は、本件学校の教職員の履歴事項の変更について、本件学校から実施機関へ届出を行った文書であり、「履歴事項の変更について（届出）」及び

「住民票記載事項証明書」から構成されている。

ア 教職員の氏名について

「履歴事項の変更について（届出）」に記載された教職員の氏名は、当該教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員の履歴事項の変更に係る情報であって、当該教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 職員コードについて

上記情報は、上記（1）イ（ア）と同様に、不開示とすることが妥当である。

ウ 履歴事項変更内容及び変更理由発生日について

「履歴事項の変更について（届出）」に記載された履歴事項変更内容及び変更理由発生日は、相互に関連を有する一体の情報として、教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員の履歴事項という私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 「住民票記載事項証明書」について

「住民票記載事項証明書」は、氏名、生年月日、性別、住所及び本籍地等の情報が記載されている。

上記情報は、当該教職員の個人に関する情報であり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、上記情報は、住民票という個人の私事に関する情報であることから、当

該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえない。

したがって、上記情報は、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(6) 本件対象文書8について

ア 男性職員の氏名について

本件対象文書8は、本件学校における男性職員の育児休業等の取得状況を報告するものであり、不開示とされた部分には、育児参加を目的とした特別休暇を取得した男性職員の氏名が記載されている。

上記情報は、当該男性職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、上記情報は、公務員に関する情報であるが、育児参加を目的に特別休暇を取得したという情報であって、当該男性職員の私事に関する情報であることから、当該男性職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(7) 本件対象文書9について

ア 障害の状況、学校の取組みの内容、外部資源の活用状況及び課題の内容について

本件対象文書9は、本件学校の教職員が「平成27年度 第1回 障害のある生徒の指導連絡協議会」に出席するために、本件学校から実施機関へ提出された文書であり、「平成27年度 第1回 障害のある生徒の指導連絡協議会の出席者」及び「平成27年度 第1回 障害のある生徒の指導連絡協議会 資料」から構成されている。

「平成27年度 第1回 障害のある生徒の指導連絡協議会 資料」の不開示とされた部分のうち、「1 障害の状況について」欄には、本件学校に在籍する障害のある生徒の障害の状況が、「2 支援体制について」欄には、障害のある生徒に対する学校の取組みの内容及び外部資源の活用状況が、「3 課題について」欄には障害のある生徒に係る課題の内容がそれぞれ記載されている。

上記情報は、当該生徒の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別すること

ができるものとは認められない。

一方で、上記情報は、本件学校において当該生徒がいかなる特徴の障害を持っているか、それに対してどのような支援が行われているか、障害があることに伴う具体的な課題が何かということに係る情報であることから、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、当該生徒の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(8) 本件対象文書10について

ア 休学中の者及び留学中の者の内訳について

本件対象文書10は、平成27年4月10日時点における本件学校の生徒数、学級数及び職員数を本件学校から実施機関へ報告した文書であり、「定例報告について(報告)」、「生徒数、学級数報告」及び「職員数報告」から構成されている。

「生徒数、学級数報告」には、本件学校の学年ごとに男女別で集計された休学中の者及び留学中の者(以下「休学者等」という。)の内訳並びに本件学校における生徒全体の休学者等の内訳に係る表が記載されており、上記表を構成する2学年及び3学年の各男欄並びに2学年の全生徒数及び3学年の全生徒数の各計欄並びに本件学校の全男性生徒数の合計欄並びに本件学校の全生徒数の合計欄においてのみ休学者等の内訳の記載があり、上記情報について不開示とされている。

上記情報は、休学者等の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、仮に上記情報が開示されたとしても、休学者等の人数が明らかになるのみであり、休学者等の休学及び留学の具体的な事由は特定されないため、公にすることにより、休学者等の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(9) 本件対象文書11について

本件対象文書11は、本件学校の教職員が療養休暇を取得することを承認したこ

とについて、本件学校から実施機関へ報告した文書であり、「職員の療養休暇について（報告）」（以下「療養休暇報告書」という。）、療養休暇を取得した教職員（以下「休暇取得職員1」という。）の「服務整理簿」の写し（以下「本件服務整理簿1」という。）及び「診断書」の写しから構成されている。

ア 療養休暇報告書について

療養休暇報告書には、休暇取得職員1の職名、氏名及び年齢並びに休暇取得職員1の療養休暇を承認した旨記載されている。

(ア) 休暇取得職員1の職名及び氏名について

上記情報は、休暇取得職員1の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

ところで、公務員の出勤簿に関する公文書非開示決定取消請求事件の最高裁判平成15年11月21日第二小法廷判決（民集第57巻10号1600頁）によると、公務員の休暇に係る情報のうち、公務に従事しなかったこと自体を示す情報は、公務員の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、取得した休暇の種別、その原因及び内容等は、公務と直接関わりのない事柄であって、私事に関する情報である旨判示されている。

この点、上記情報は、休暇を取得した公務員に係る情報であって、公務に従事しなかったことを示しており、休暇取得職員1の職務の遂行に係る情報としての面があるといえ、上記判例に鑑みると、上記情報を開示し、取得した休暇の種別、その原因及び内容等を不開示とすべきであるといえる。

しかしながら、本件では、実施機関が療養休暇報告書において、療養休暇という取得した休暇の種別を既に開示していることから、仮に上記情報を開示してしまうと、結果的に、休暇取得職員1が療養休暇を取得したという休暇取得職員1の私事に関する情報が明らかにされることとなる。

したがって、上記情報は、本件における上記事情が認められる場合に限って、同号ただし書ハに該当しないものと認め、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 休暇取得職員1の年齢について

上記情報は、休暇取得職員1の個人に関する情報であり、特定の個人を

識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 本件服務整理簿1について

「服務整理簿」とは、県立学校職員服務規程（昭和39年教育委員会訓令第4号）第11条の規定による様式であり、職員が休暇を取得する場合には、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第2号。以下「本件規則」という。）に基づいて、休暇を請求する期間及び休暇の理由等の所要事項を「服務整理簿」に記載して校長に請求するものとされている。

本件服務整理簿1には、「服務整理簿」と記載された表題の下に、年次休暇前年度繰越日数、休暇取得職員1の職名及び氏名がそれぞれ記載され、また、休暇取得職員1の職名及び氏名の下には、決裁印欄、届出月日欄、届出事項欄、届出者欄及び取扱者印欄の各欄から構成されている表（以下「届出表」という。）が記載されており、さらに、上記各欄のうち、届出事項欄は、月日欄、日時数欄、休暇等の種別欄及び理由欄から構成され、届出者欄は、職欄及び氏名印欄から構成されている。

ところで、公務員の休暇に係る情報のうち、取得した休暇の種別、その原因及び内容等は、公務と直接関わりのない事柄であって、私事に関する情報であり、不開示とすべき情報であるが、上記ア（ア）において示したとおり、本件対象文書11では、休暇取得職員1の職名及び氏名が不開示とされている一方で、療養休暇の取得という情報が既に開示されていることから、この点を踏まえ、本件服務整理簿1の不開示部分の妥当性について、以下検討する。

（ア）「服務整理簿」と記載された表題の下に記載される休暇取得職員1の職名及び氏名について

上記情報は、休暇取得職員1の個人の関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当するものの、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休暇取得職員1の職務の遂行に係る情報としての面があるといえる。

しかしながら、療養休暇報告書において、療養休暇の取得という情報が既に

開示されていることから、上記ア（ア）と同様に、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件服務整理簿 1 の届出表について

a 決裁印及び取扱者印について

決裁印欄及び取扱者印欄には、決裁権者が休暇取得職員 1 の休暇等の承認の可否を決定するために押印した決裁印及び担当職員が確認のために押印した取扱者印がそれぞれ記載されている。

上記情報は、決裁権者及び担当職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当する。

しかしながら、上記情報は、休暇の取得を承認することに係る情報であることから、当該決裁権者及び当該担当職員の職務の遂行に係る情報といえるため、同号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

b 届出月日並びに休暇を取得する月日及び日時数について

届出月日欄に記載のある届出月日は、休暇取得職員 1 の個人に関する情報であるが、上記（9）イ（ア）のとおり、休暇取得職員 1 の氏名が不開示とされることから、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、休暇取得職員 1 の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、条例第 8 条第 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

また、届出事項欄を構成する月日欄及び日時欄に記載のある、休暇を取得する月日及び日時数（療養休暇に係るものは除く。）は、休暇取得職員 1 の個人に関する情報であるが、上記届出月日と同様に、条例第 8 条第 2 号本文に該当せず、開示すべきである。

一方で、休暇を取得する月日及び日時数のうち、療養休暇に係る情報は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、療養休暇の取得という情報が既に開示され、休暇取得職員 1 の療養していた具体的な時期及び期間を明らかにする情報であることから、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、休暇取得職員 1 の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 休暇等の種別及び理由について

届出事項欄を構成する休暇等の種別欄及び理由欄に記載のある休暇等の種別及び理由は、休暇取得職員1の個人に関する情報であるが、上記(9)イ(ア)のとおり、休暇取得職員1の氏名が不開示とされることから、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、上記情報は、上記ア(ア)で示したとおり、休暇取得職員1の私事に関する情報であることから、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、休暇取得職員1の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 届出者の職名、氏名及び氏名印について

届出者欄を構成する職欄及び氏名印欄には、休暇取得職員1が休暇を取得するための届出を行った届出者の職名、氏名及び印影がそれぞれ記載されている。

上記情報は、届出者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当するが、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、届出者の職務の遂行に係る情報といえるため、同号ただし書ハに該当し、原則として開示すべきである。

しかしながら、当審査会が届出者欄を構成する職欄及び氏名印欄を見分したところ、休暇取得職員1の職名、氏名及び印影がそれぞれ記載されていることが認められた。

したがって、上記情報は、療養休暇報告書において、療養休暇の取得という情報が既に開示されていることから、上記ア(ア)と同様に、不開示とすることが妥当である。

e 休暇の取得に係る届出のない空欄部分について

本件サービス整理簿1の届出表中において、休暇の取得に係る届出についての記載部分を除いた空欄部分は、上記(9)イ(ア)のとおり、休暇取得職員1の氏名が不開示とされることから、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、休暇取得職員1の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

f 証明印の印影、証明日及び証明者の氏名について

上記eの空欄部分には、本件サービス整理簿1の記載内容が休暇取得職員1の「サービス整理簿」の原本の記載内容と相違ないことを証する証明印の印影、証明日及び証明者の氏名が記載されている。

上記情報は、相互に関連を有する一体の情報として、証明者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

しかしながら、上記情報は、本件学校が実施機関への報告のために押印及び記載したものであることから、証明者の職務の遂行に係る情報といえるため、同号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

ウ 「診断書」の写しについて

「診断書」の写しは、全ての記載事項が不開示とされている。

上記情報は、上記(4)エと同様に、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(10) 本件対象文書12について

本件対象文書12は、本件学校における教職員の出産休暇の取得状況について、本件学校から実施機関へ報告した文書であり、「出産休暇の取得状況について(報告)」(以下「出産休暇報告書」という。)及び出産休暇を取得した教職員(以下「休暇取得職員2」という。)の「サービス整理簿」の写し(以下「本件サービス整理簿2」という。)から構成されている。

ア 出産休暇報告書について

出産休暇報告書中には、職名欄、氏名欄、年齢欄、教科欄、区分欄、期間欄及び

備考（代替職員等）欄の各欄から構成されている表（以下「報告表」という。）が記載されている。

また、報告表を構成する備考（代替職員等）欄の上には、出産休暇の取得状況現在の月日（以下「取得状況現在月日」という。）が記載されている。

（ア）報告表について

a 条例第8条第2号本文前段該当性について

報告表には、休暇取得職員2の氏名が記載されていることから、報告表が全体として、休暇取得職員2の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

b 条例第8条第2号ただし書該当性について

（a）休暇取得職員2の職名、氏名及び担当教科名について

職名欄、氏名欄及び教科欄には、休暇取得職員2の職名、氏名及び担当教科名がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休暇取得職員2の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、上記（9）ア（ア）と同様に、休暇取得職員2の私事に関する情報であり、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（b）休暇取得職員2の年齢について

年齢欄には、休暇取得職員2の年齢が記載されている。

上記情報は、上記（9）ア（イ）と同様に、不開示とすることが妥当である。

（c）出産休暇期間について

期間欄には、出産休暇期間が記載されている。

上記情報は、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休暇取得職員2の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、出産休暇の取得という情報が既に

に開示されていることから、休暇取得職員 2 の出産休暇の具体的な期間を示す私事に関する情報である。

したがって、上記情報は、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(d) 出産日について

期間欄には、出産休暇期間とともに、出産日が記載されている。

上記情報は、休暇取得職員 2 の心身の状況に関する情報であって、休暇取得職員 2 の私事に関する情報であることから、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 取得状況現在月日について

備考（代替職員等）欄の上に記載のある取得状況現在月日は、休暇取得職員 2 の個人に関する情報であり、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、上記情報の時点で出産休暇中であることを示している。

出産休暇中という情報は、休暇取得職員 2 の心身の状況に関する情報であり、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、休暇取得職員 2 の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当する。

また、上記情報は、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休暇取得職員 2 の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、上記（ア）b（d）と同様に、不開示とすることが妥当である。

イ 本件服務整理簿 2 について

本件服務整理簿 2 は、上記（9）イに記載のある本件服務整理簿 1 と同様の構成の文書であり、このうち、休暇取得職員 2 の職名及び氏名が不開示とされ、さらに、出産休暇報告書において出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、この点を踏まえ、本件服務整理簿 2 の不開示部分の妥当性について、以下検討する。

(ア)「服務整理簿」と記載された表題の下に記載される休暇取得職員 2 の職名及び氏名について

上記情報は、休暇取得職員 2 の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当する。

上記情報は、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休暇取得職員 2 の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、出産休暇報告書において、出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、上記 (9) ア (ア) と同様に、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件服務整理簿 2 の届出表について

a 決裁印及び取扱者印について

決裁印欄及び取扱者印欄には、決裁権者が休暇取得職員 1 の休暇等の承認の可否を決定するために押印した決裁印及び担当職員が確認のために押印した取扱者印がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記 (9) イ (イ) a と同様に、開示すべきである。

b 届出月日並びに休暇を取得する月日及び日時数について

届出月日欄並びに届出事項欄を構成する月日欄及び日時欄には、届出月日並びに休暇を取得する月日及び日時数がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記 (9) イ (イ) b で示したとおり、原則として開示すべきである。

一方で、出産休暇報告書中の報告表において、休暇取得職員 2 が産後に出産休暇を取得したことが既に開示され、また、本件規則第 13 条第 3 項の規定により、出産休暇を取得する事由に該当することとなった女性職員はその旨を速やかに任命権者に届け出るものとされていることから、上記届出表における出産休暇に係る届出月日については、開示することにより、出産日が特定されるおそれがあると認められる。

そうすると、出産休暇に係る届出月日は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、出産日という休暇取得職員 2 の心身の状況に関する情報が明らかにされるおそれがあることから、出産休暇に係る届出月日

は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、休暇取得職員 2 の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、出産休暇に係る届出月日は、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

また、出産休暇に係る月日及び日時数は、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、出産休暇報告書において、出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、休暇取得職員 2 が出産休暇を取得していた具体的な時期及び期間を明らかにする、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、休暇取得職員 2 の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第 8 条第 2 号本文後段に該当する。

そして、上記情報は、公務員が休暇を取得したことに関する情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休暇取得職員 2 の職務の遂行に係る情報としての面があるといえる。

しかしながら、出産休暇報告書において、出産休暇の取得という情報が既に開示されていることから、上記 (9) ア (ア) と同様に、不開示とすることが妥当である。

c 休暇等の種別及び理由について

届出事項欄を構成する休暇等の種別欄及び理由欄には、休暇等の種別及び理由がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記 (9) イ (イ) c と同様に、不開示とすることが妥当である。

d 届出者の職名、氏名及び氏名印について

届出者欄を構成する職欄及び氏名印欄には、届出者の職名、氏名及び氏名印がそれぞれ記載されている。

当審査会が見分したところ、上記情報は、休暇取得職員 2 の職名、氏名及び氏名印ではないことが認められた。

したがって、上記情報は、上記 (9) イ (イ) d で示した原則のとおり、

開示すべきである。

e 休暇の取得に係る届出のない空欄部分について

上記情報は、上記（９）イ（イ）eと同様に、開示すべきである。

（１１）本件対象文書１３について

本件対象文書１３は、本件学校から実施機関へ提出された平成２７年度高等学校調査表（以下「調査表」という。）である。

調査表は、上記第４の１（１）のとおり、人事異動等の教育行政上の基礎資料であり、調査表第一表ないし同第四表で構成されており、同第三表は、教職員に関する調査表であり、教職員ごとに左頁及び右頁それぞれに第４の１（２）の情報が記載されている。

調査表第一表、同第二表及び同第四表において不開示の部分はなく、実施機関は、調査表第三表において、左頁では職員コード、年度末年齢、現在校在籍年数、在籍年数、免許及び資格を、右頁では旧姓、生年月日、郵便番号、現住所、主な通勤手段、住居の種類、最寄り駅名、配偶者等の職員コード、職名、氏名、続柄、勤務先名、前任校、出身学校名及び備考欄中の教職員の履歴等に関する情報を不開示としている。

ア 条例第８条第２号本文前段該当性について

本件対象文書１３の調査表第三表左頁及び右頁は、上記第４の１（２）ア及びイのとおり各欄から構成されている表形式の文書であって、各行に教職員の氏名が記載されていることから、各行それぞれが全体として、各教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第８条第２号本文前段に該当する。

イ 条例第８条第２号ただし書該当性について

（ア）調査表第三表の左頁について

a 職員コードについて

職員コード欄には、教職員の職員コードが記載されている。

上記情報は、上記（１）イ（ア）と同様に、不開示とすることが妥当である。

b 年度末年齢、現在校在籍年数及び在籍年数について

年度末年齢欄、現在校在籍年数欄及び在籍年数欄には、本件学校に所属する教職員の年度末年齢、現在校在籍年数及び在籍年数がそれぞれ記載されて

いる。

上記情報は、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 免許について

免許欄は、高校欄、教科情報欄及び中学・特別支援欄の各欄から構成されており、それぞれ、当該各教職員が、教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）に基づいて授与された免許状に関する種類及び教科名が記載されている。

(a) 審査会が当該免許欄を見分したところ、上記情報のうち、実施機関が不開示としている校長、副校長及び教頭（以下「校長等」という。）並びに教諭、養護教諭及び臨時的任用講師（以下「教諭等」という。）の免許情報（校長の免許情報のうち高校欄の部分を除く。）は、本件対象文書13の作成日である平成27年5月1日現在で校長等及び教諭等が担当する職務に必要な免許に係るものではないことが認められた。

そうすると、不開示とされた上記情報は、公務員に関する情報であるが、本件対象文書13が作成された平成27年5月1日現在で校長等及び教諭等が担当する職務に必要な免許に係る情報ではないことから、上記(3)イ（イ）と同様に、校長等及び教諭等の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

一方で、本件学校の校長の免許情報のうち高校欄の部分は、以下の事情から、異なる判断をするべきである。

すなわち、校長に任命される者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第20条第1号の規定により、免許法に基づく教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校にあっては、専修免許状）を有し、かつ、同号イからヌに掲げる職に5年以上あったこと、又は同条第2号の規定により、同条第1号イからヌに掲げる職に10年以上あったことに該当する必要がある。

あるいは、施行規則第22条の規定により、国立又は公立の学校の校長の任命権者は、学校の運営上特に必要がある場合には、施行規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認める者を校長として任命し又は採用することができる。

そうすると、本件学校の校長の免許情報のうち高校欄の部分は、当該校長の免許状の保有状況に係る情報であり、当該校長が施行規則第20条第1号、同条第2号又は第22条のいずれに該当して任命されたのかを明らかにする情報である。

したがって、上記情報は、当該校長の行う職務の遂行と直接の関連性を有する情報であることから、同号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

(b) また、当審査会が事務局職員をして調査させたところ、実習助手、技師、主任学校技能員及び事務職員（以下「実習助手等」という。）には免許状は必要ではないことが認められた。

そうすると、実習助手等の不開示とされた免許情報は、公務員に関する情報であるが、本件対象文書13が作成された平成27年5月1日現在で実習教授等が担当する職務に必要な免許に係る情報ではないことから、上記(3)イ(イ)と同様に、実習助手等の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 資格について

資格欄は、司書教諭欄、社教主事欄及び栄養士・管理栄養士・社教主事・学芸員・看護師等欄の各欄から構成されており、それぞれに各教職員が取得した資格情報が記載されている。

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、実施機関が上記各欄のうち不開示としている欄は、上記各資格が必要である職務を本件対象文書13の作成日である平成27年5月1日現在で担当していない教職員に係る欄であることが認められた。

したがって、上記不開示情報は、公務員に関する情報であるが、本件対象文書13が作成された平成27年5月1日現在で当該教職員が担当する職務

に必要な免許に係る情報ではないことから、上記（３）イ（イ）と同様に、当該教職員の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

（イ） 調査表第三表の右頁について

a 旧姓、生年月日、郵便番号、現住所、主な通勤手段、住居の種類及び最寄り駅名について

旧姓欄、生年月日欄、郵便番号欄、現住所欄、主な通勤手段欄、住居関係公借自等欄及び最寄り駅欄には、本件学校に所属する教職員の旧姓、生年月日、郵便番号、現住所、主な通勤手段、住居の種類及び最寄り駅名がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、当該教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

b 配偶者等の職員コード、職名、氏名、続柄及び勤務先名について

当審査会が事務局職員をして調査させたところ、配偶者等の勤務先名称（県内公立教育機関）欄には、本件学校に所属する教職員の配偶者、親、子又は兄弟等が県内公立教育機関（行政を含む。）に勤務するとき、当該関係者の氏名、職名、続柄及び勤務先名が記入され、また、配偶者等の職員コード欄には、当該関係者が高等学校の教職員であるとき、最も関係の近い者1名の職員コードが記入されるということが認められた。

そうすると、上記情報は、空欄の部分も含めて教職員の家族についての情報であって、当該教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

c 前任校について

当審査会が前任校欄を見分したところ、当該欄には、各教職員の採用以後の全ての異動歴が記載されていることが認められた。

ところで、実施機関において、毎年4月に異動となった教職員の氏名及び異動先等の公表に併せて新規採用教職員の氏名及び所属先を公表していることから、新聞報道等の過去の公表内容を調べることにより、上記情報の一部を推測することは可能である。

しかしながら、異動先等の公表は、公表時点における教職員の氏名等を明らかにしているにすぎず、当該公表内容から本件学校の各教職員の上記情報の一部が推測できるとしても、このことをもって上記情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

また、上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、同号ただし書ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

d 出身学校名について

出身学校名欄には、本件学校に所属する教職員の出身学校名が記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、個人の経歴に関する情報であって、空欄の部分も含めて当該教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 教職員の履歴等に関する情報

当審査会が備考欄において不開示とされた部分を見分したところ、教職員の履歴等に関する情報が記載されていることが認められた。

そうすると、上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(12) 本件対象文書14について

ア 条例第8条第2号本文前段該当性について

本件対象文書14は、本件学校から実施機関への予算申請に係る文書であり、「平成26年度高等学校に係る予算の令達について(申請)」、「平成26年度高等学校に係る予算の令達」、「平成26年度非常勤職員報酬等年間所要額集計表」、「平成26年度非常勤講師(学校支援、産体育休代替【月額】以外)及び特別非常勤講師報酬等年間所要額集計表」、「平成26年度非常勤講師(学校支援、産体育休代替【月額】以外)及び特別非常勤講師報酬等年間所要額計算書」(以下「計算書1」という。)、 「平成26年度学校支援のための非常勤講師報酬等年間所要額計算書」(以下「計算書2」という。)及び「平成26年度産休・育休代替に係る非常勤講師【月額】報酬等年間所要額計算書」(以下「計算書3」という。)から構成されている。

計算書1には、氏名欄、区分欄、勤務時間数欄、雇用期間欄、報酬欄、交通費年間所要額欄、年間所要額欄及び備考欄の各欄から構成されている表が記載されており、上記各欄のうち、報酬欄は、年間勤務総時間数欄、報酬額(時給)欄及び報酬年間所要額欄から構成されている。

計算書2及び計算書3の各文書には、「1 報酬」と題された、氏名欄、年齢(生年月日)欄、報酬月額欄、勤務月数欄、中途月等の報酬計欄、報酬所要額欄、年間交通費所要額欄及び報酬年間総額欄の各欄から構成されている表(以下「報酬表」という。)、 「2 共済費」と題された、氏名欄、標準報酬月額欄、健康保険欄、厚生年金欄、児童手当拠出金欄、社会保険料計欄、雇用保険料欄、労災保険料欄、労災一般拠出金欄及び共済費年所要額欄の各欄から構成されている表(以下「共済費表」という。)及び「3 雑入(雇用保険料本人負担分及び労働保険料確定保険料還付分)」と題された、氏名欄、4月から3月までの各月の欄及び合計欄の各欄から構成されている表(以下「雑入表」という。)が記載されており、共済費表の各欄のうち、健康保険欄及び厚生年金欄は、月額欄、月数欄、所要額欄及び計欄の各欄からそれぞれ構成されている。

計算書1、同2及び同3の各文書の上記各表には、各行に非常勤講師の氏名が記載されていることから、各行それぞれが全体として、各非常勤講師の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、

条例第8条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

(ア) 雇用期間、年間勤務総時間数、報酬年間所要額、交通費年間所要額及び年間所要額について

計算書1の上記表を構成する雇用期間欄、年間勤務総時間数欄、報酬年間所要額欄、交通費年間所要額欄及び年間所要額欄の各欄に記載のある上記情報は、公務員に関する情報であるが、雇用期間が非常勤講師の私事に関する情報であり、また、年間勤務総時間数、報酬年間所要額、交通費年間所要額及び年間所要額が非常勤講師の個人の財産に関する情報であることから、いずれも当該非常勤講師の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 年齢、生年月日、勤務月数、中途月等の報酬計、報酬所要額、年間交通費所要額及び報酬年間総額について

計算書2及び同3の報酬表を構成する年齢(生年月日)欄、勤務月数欄、中途月等の報酬計欄、報酬所要額欄、年間交通費所要額欄及び報酬年間総額欄の各欄に記載のある上記情報は、公務員に関する情報であるが、年齢及び生年月日は非常勤講師の私事に関する情報であり、また、勤務月数、中途月等の報酬計、報酬所要額、年間交通費所要額及び報酬年間総額は非常勤講師の個人の財産に関する情報であることから、いずれも当該非常勤講師の職務の遂行に係る情報とはいえず、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 標準報酬月額、健康保険月額、健康保険月数、健康保険所要額、健康保険の計、厚生年金月額、厚生年金月数、厚生年金所要額、厚生年金の計、児童手当拠出金月額、児童手当拠出金月数及び児童手当拠出金所要額について

計算書2及び同3の共済費表を構成する標準報酬月額欄並びに健康保険欄中の月額欄、月数欄、所要額欄及び計欄並びに厚生年金欄中の月額欄、月数欄、所要額欄及び計欄並びに児童手当拠出金欄中の月額欄、月数欄及び所要額欄の各欄に記載のある上記情報は、公務員に関する情報であるが、非常勤講師の個人の財産又は厚生に関する情報であることから、当該非常勤講師の職務の遂行に

係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 社会保険料及び共済費年間所要額について

計算書3の共済費表を構成する社会保険料欄及び共済費年間所要額欄の各欄に記載のある上記情報は、公務員に関する情報であるが、非常勤講師の個人の財産に関する情報であることから、当該非常勤講師の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 雑入金額について

計算書2及び同3の雑入表を構成する4月から3月までの各月の欄及び合計欄の各欄に記載のある上記情報は、非常勤講師の平成26年度4月から3月までの各月における、雇用保険料本人負担分及び労働保険料確定保険料還付分から構成されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、非常勤講師の個人の財産に関する情報であることから、当該非常勤講師の職務の遂行に係る情報とはいえ、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(13) 本件対象文書15について

ア 受験者数内訳及び入学者数内訳について

本件対象文書15は、平成26年度の本件学校における転・編入学試験の実施状況を実施機関へ報告した文書であり、転入学した生徒の人数を転入学の理由ごとに記載した表（以下「転入学表」という。）及び編入学した生徒の人数を編入学の理由ごとに記載した表（以下「編入学表」という。）から構成されている。

上記各表には、「【参考】H26年度当初試験実施 H26年度入学者数」欄、「H26年度受験者数」欄、「H26年度試験実施 H26年度入学者数」欄及び「H26年度試験実施 H27年度入学者数」欄から構成されている「1年（1年次）」欄が記載され、また、「【参考】H25年度試験実施 H26年度入学者数」欄、「H26年度受験者数」欄、「H26年度試験実施 H26年度入学者数」欄及び「H26年度試験実施 H27年度入学者数」欄から構成されている「2年

「2年次」欄、「3年（3年次）」欄及び「4年（4年次）」欄がそれぞれ記載されている。

「1年（1年次）」欄、「2年（2年次）」欄、「3年（3年次）」欄及び「4年（4年次）」欄の各欄から構成されている上記各表には、各行に本件学校へ転入学又は編入学した生徒（以下「転・編入生徒」という。）の転入学又は編入学の理由として、一家転居、いじめ、学校不適応、健康上の理由、経済的理由、地震による被災及びその他が記載され、当該理由ごとに転・編入生徒の人数が記載されている。

実施機関は、転入学表のうち、「1年（1年次）」欄を構成している「H26年度受験者数」欄及び「H26年度試験実施 H26年度入学者数」欄並びに「2年（2年次）」欄を構成している「H26年度受験者数」欄及び「H26年度試験実施 H27年度入学者数」欄の各行において、転入学の理由ごとの転入学した生徒の人数を不開示としている。

また、実施機関は、編入学表のうち、「2年（2年次）」欄を構成している「H26年度受験者数」欄及び「H26年度試験実施 H27年度入学者数」欄の各行において、編入学の理由ごとの編入学した生徒の人数を不開示としている。

不開示とされた上記情報は、転・編入生徒の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

しかしながら、本件学校の特定の時期において、転・編入生徒の人数が極めて限られているため、上記情報を開示すると、転・編入生徒がいかなる理由で転入学又は編入学したのかという情報を他の生徒に認識させることとなる。

そして、上記情報は、転・編入生徒の個人の経歴及び心身の状況に関する情報であることから、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、転・編入生徒の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(14) 本件対象文書16について

ア 条例第8条第2号本文前段該当性について

本件対象文書16は、本件学校において、平成27年度から平成29年度に教員免許の更新に係る申請手続最終期日を迎える教職員を調査した文書である。

本件対象文書16は、学校コード欄、所属名欄、職名欄、氏名欄、職員コード欄、今年度末年齢欄、生年月日欄、過去の延期申請欄、免許状の種類欄、栄養教諭欄、更新該当最終年度欄、申請手続最終日欄、申請状況欄及び受講予定年度欄等の各欄から構成されている表形式の文書であって、各行に教職員の氏名が記載されていることから、各行それぞれが全体として、各教職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第8条第2号本文ただし書該当性について

(ア) 教職員の職名及び氏名について

職名欄及び氏名欄には、平成27年度から平成29年度に教員免許の更新に係る申請手続最終期日を迎える教職員の職名及び氏名がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、平成27年度から平成29年度に教員免許の更新が必要である教職員を特定するものであることから、当該教職員の具体的な職務の遂行と直接の関連性を有する情報とはいえ、条例第8条第2号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 職員コードについて

職員コード欄には、平成27年度から平成29年度に教員免許の更新に係る申請手続最終期日を迎える教職員の職員コードが記載されている。

上記情報は、上記(1)イ(ア)と同様に、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 平成27年度末年齢及び生年月日について

今年度末年齢欄及び生年月日欄には、平成27年度から平成29年度に教員免許の更新に係る申請手続最終期日を迎える教職員の平成27年度末年齢及び生年月日がそれぞれ記載されている。

上記情報は、公務員に関する情報であるが、教職員の私事に関する情報であることから、当該教職員の職務の遂行に係る情報とはいえ、条例第8条第2号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(15) 本件対象文書17について

本件対象文書17は、本件学校の教職員が育児休業を承認されたことに係る文書であり、「育児休業の承認について」(以下「育児休業承認通知書」という。)、 「育児休業承認請求書」、「出生証明書」の写し及び「母子手帳」の写しから構成されている。

ア 育児休業承認通知書について

育児休業承認通知書には、本件学校から教職員に対して、育児休業が承認された旨記載されており、当該教職員(以下「休業職員」という。)の氏名、育児休業申請月日及び育児休業期間が記載されている。

(ア) 休業職員の氏名について

上記情報は、休業職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

上記情報は、公務員が休暇を取得したことに関する情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休業職員の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、育児休業の取得という情報が既に開示されていることから、上記(9)ア(ア)と同様に、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 育児休業申請月日について

上記情報は、休業職員の個人に関する情報であるが、それ自体では、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、上記情報は、公にすることにより、休業職員の個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 育児休業期間について

上記情報は、休業職員の個人に関する情報であり、それ自体では、特定の個人を識別することはできないが、育児休業の取得という情報が既に開示され、育児のために休業を取得していた具体的な時期及び期間を明らかにする情報であることから、上記情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、休業職員の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当する。

また、上記情報は、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休業職員の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、育児休業の取得という情報が既に開示されていることから、(10)ア(ア)b(d)と同様、不開示とすることが妥当である。

イ 育児休業承認請求書について

育児休業承認請求書は、「1 請求に係る子」欄、「2 請求の内容」欄、「3 請求期間」欄、「4 既に育児休業をした期間」欄及び「5 備考」欄の各欄から構成されており、上記各欄のうち、「1 請求に係る子」欄は氏名欄、続柄欄及び生年月日欄から構成されている。

また、育児休業承認請求書の上記欄外には、育児休業申請月日、所属、休業職員の職氏名、印影、職員コード及び注記がそれぞれ記載されている。

(ア) 育児休業申請月日について

上記情報は、上記(15)ア(イ)と同様に、開示すべきである。

(イ) 休業職員の職名、氏名及び印影について

上記情報は、休業職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

上記情報は、公務員が休暇を取得したことに係る情報であって、公務に従事しなかったこと自体を示す情報であり、休業職員の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、育児休業の取得という情報が既に開示されていることから、上記(9)ア(ア)と同様に、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 職員コードについて

上記情報は、上記(1)イ(ア)と同様に、不開示とすることが妥当である。

(エ) 「1 請求に係る子」欄中の子の氏名、続柄及び生年月日について

上記情報は、子の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(オ) 「3 請求期間」欄中の育児休業請求期間について

上記情報は、上記(15)ア(ウ)と同様に、不開示とすることが妥当である。

ウ 「出生証明書」の写しについて

当審査会が見分したところ、「出生証明書」の写しには、子の氏名等の子に関する情報、出生証明書作成者の住所及び氏名並びに出生証明書記入の際の注意事項等がそれぞれ記載されていることが認められた。

上記情報は、子の個人に関する情報であり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

エ 「母子手帳」の写しについて

当審査会が見分したところ、「母子手帳」の写しには、出産の状態及び出産後の母体の経過等が記載されていることが認められた。

上記情報は、休業職員の個人に関する情報であり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、全体として相互に関連を有する一体の情報として、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

4 附言

本件において、実施機関は、公務員の休暇に係る情報の取扱いに当たって、休暇を取得した教職員の職名、氏名、教科、休暇を取得した日付及び期間等を不開示とし、取得した休暇の種別、その原因及び内容等を開示する決定を行っていた。

しかしながら、公務員の出勤簿に関する公文書非開示決定取消請求事件の最高裁平成15年11月21日第二小法廷判決(民集第57巻10号1600頁)によると、公務員の休暇に係る情報のうち、公務に従事しなかったこと自体を示す情報は、公務員の職務の遂行に係る情報としての面があるといえるが、取得した休暇の種別、その原因及び内容等は、公務と直接関わりのない事柄であって、私事に関する情報である旨判示されている。

上記判例に鑑みると、公務員の休暇に係る情報について、本来は、実施機関が行った開示及び不開示の判断とは逆の判断が行われるべきであった。すなわち、休暇を取得した教職員の職名、氏名、教科、休暇を取得した日付及び期間等が公務に従事しなかったこと自体を示す情報といえるため、当該各情報を公務員の職務の遂行に係る情報として開示し、一方で、取得した休暇の種別、その原因及び内容等を教職員の私事に関する情報として不開示とすべきであった。

このように、公務員の休暇に係る情報の開示及び不開示に関する判断が示されていることから、今後は上記判例を尊重し、適正な判断に努められたい。

また、当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件対象文書10を構成している「生徒数、学級数報告」において不開示とされている休学者等の内訳と同一の情報が、本件対象文書13を構成している調査表第一表では既に開示されていることが認められた。

実施機関としては、今後、個々の情報の開示及び不開示の判断をする際に、同一の情報については同様の判断を行い、全体として一貫性のある開示の判断となるよう留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月 2日	諮問書の受理
平成27年12月 9日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 1月19日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 3月24日	審議
平成29年 4月28日	審議
平成29年 5月26日	審議
平成30年 9月20日	実施機関から口頭意見陳述の録取書の写しを受理
平成30年10月26日	審議
平成30年11月30日	審議
平成30年12月21日	審議
平成31年 1月25日	審議
平成31年 2月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)

別表 1

本件各対象文書	内訳	不開示とした部分
本件対象文書 1	司書教諭報告書	職員コード、年齢、現在校在職年数、司書教諭経験年数、司書教諭資格取得年月日
本件対象文書 2	主任等報告書	年齢、教職経験年数、現在校在職年数
本件対象文書 3	兼業許可願について (副申)	
	兼業許可願	給与額、兼業予定期間
	非常勤講師の派遣について (依頼)	委嘱期間、給与額
	「教育相談」、「教職概論」担当依頼の理由について	
本件対象文書 4	免許外教科教授担任許可申請書	教諭経験年数
	申請事由書	
	教諭の免許状及び教科に関する証明書	免許状の種類、教科、免許状授与年月日、教授経験年数
本件対象文書 5	(障害者対応に係る非常勤講師) 任用・雇用具申書	非常勤コード、雇用期間、生年月日、週当たりの勤務時間・日数、健康審査結果、健康審査年月日、職歴 <備考欄> 職歴
	(教育課程に係る非常勤講師) 任用・雇用具申書	非常勤コード、雇用期間、生年月日、週当たりの勤務時間・日数、健康審査結果、健康審査年月日、職歴 <備考欄> 職歴

本件各対象文書	内訳	不開示とした部分
本件対象文書 5	協議書	職歴等の私事に関する情報
	「教育職員免許状授与証明書」の写し（2枚分）	教育職員免許状授与証明書の記載事項の全部
	「県立学校非常勤職員採用時健康診断書」の写し	県立学校非常勤職員採用時健康診断書の記載事項の全部
本件対象文書 6	（嘱託）任用・雇用具申書	雇用期間、免許状の種類及び教科、健康審査結果、健康審査年月日、健康審査受診機関、健康審査受診場所、職歴 <備考欄> 職歴
	「職員健康診断票」の写し	職員健康診断票の記載事項の全部
	「履歴書」の写し	履歴書の記載事項の全部
本件対象文書 7	履歴事項の変更について（届出）	教職員の氏名、職員コード、履歴事項変更内容、変更理由発生日
	住民票記載事項証明書	住民票記載事項証明書の記載事項の全部
本件対象文書 8	男性職員の育児休業等取得状況報告書	男性職員の氏名

本件各対象文書	内訳	不開示とした部分
本件対象文書 9	平成 27 年度 第 1 回 障害のある生徒の指導連絡協議会の出席者	
	平成 27 年度 第 1 回 障害のある生徒の指導連絡協議会資料	障害の状況、学校の取組みの内容、外部資源の活用状況、課題の内容
本件対象文書 10	定例報告について (報告)	
	生徒数、学級数報告	休学中の者及び留学中の者の内訳
	職員数報告	
本件対象文書 11	職員の療養休暇について (報告)	休暇取得職員 1 の職名、氏名及び年齢
	「サービス整理簿 1」の写し	<p><サービス整理簿 1 の届出表外></p> <p>休暇取得職員 1 の職名及び氏名</p> <p><サービス整理簿 1 の届出表内></p> <p>決裁印、届出月日、休暇を取得する月日及び日時数、休暇等の種別、休暇等の理由、届出者の職名、氏名及び氏名印、取扱者印、休暇の取得に係る届出のない空欄部分、証明印の印影、証明日、証明者の氏名</p>
	「診断書」の写し	診断書の記載事項の全部

本件各対象文書	内訳	不開示とした部分
本件対象文書 1 2	出産休暇の取得状況について（報告）	休暇取得職員 2 の職名、氏名、年齢、担当教科名、出産休暇期間、出産日、取得状況現在月日
	「サービス整理簿 2」の写し	<p data-bbox="783 383 1182 416"><サービス整理簿 2 の届出表外></p> <p data-bbox="783 443 1209 477">休暇取得職員 2 の職名及び氏名</p> <p data-bbox="783 566 1182 600"><サービス整理簿 2 の届出表内></p> <p data-bbox="783 627 1406 842">決裁印、届出月日、休暇を取得する月日及び日時数、休暇等の種別、休暇等の理由、届出者の職名、氏名及び氏名印、取扱者印、休暇の取得に係る届出のない空欄部分</p>
本件対象文書 1 3	高等学校調査表〔第一表〕	
	高等学校調査表〔第二表〕	
	高等学校調査表〔第三表〕	<p data-bbox="783 1120 906 1153"><左頁></p> <p data-bbox="783 1180 1406 1272">職員コード、年度末年齢、現在校在籍年数、在籍年数、免許、資格</p> <p data-bbox="783 1361 906 1395"><右頁></p> <p data-bbox="783 1422 1406 1697">旧姓、生年月日、郵便番号、現住所、主な通勤手段、住居の種類、最寄り駅名、配偶者等の職員コード、職名、氏名、続柄及び勤務先名、前任校、出身学校名、教職員の履歴等に関する情報</p>
	高等学校調査表〔第四表〕	

本件各対象文書	内訳	不開示とした部分
本件対象文書 1 4	平成 2 6 年度高等学校に係る予算の令達について (申請)	
	平成 2 6 年度高等学校に係る予算の令達	
	平成 2 6 年度非常勤職員報酬等年間所要額集計表	
	平成 2 6 年度非常勤講師 (学校支援、産休育休代替【月額】以外) 及び特別非常勤講師報酬等年間所要額集計表	
	平成 2 6 年度非常勤講師 (学校支援、産休育休代替【月額】以外) 及び特別非常勤講師報酬等年間所要額計算書	雇用期間、年間勤務総時間数、報酬年間所要額、交通費年間所要額、年間所要額
	平成 2 6 年度学校支援のための非常勤講師報酬等年間所要額計算書	年齢、生年月日、勤務月数、中途月等の報酬計、報酬所要額、年間交通費所要額、報酬年間総額、標準報酬月額、健康保険月額、健康保険月数、健康保険所要額、健康保険の計、厚生年金月額、厚生年金月数、厚生年金所要額、厚生年金の計、児童手当拠出金月額、児童手当拠出金月数、児童手当拠出金所要額、雑入金額

本件各対象文書	内訳	不開示とした部分
本件対象文書14	平成26年度産休・育休代替に係る非常勤講師【月額】報酬等年間所要額計算書	年齢、生年月日、勤務月数、中途月等の報酬計、報酬所要額、年間交通費所要額、報酬年間総額、標準報酬月額、健康保険月額、健康保険月数、健康保険所要額、健康保険の計、厚生年金月額、厚生年金月数、厚生年金所要額、厚生年金の計、児童手当拠出金月額、児童手当拠出金月数、児童手当拠出金所要額、社会保険料、共済費年間所要額、雑入金額
本件対象文書15	平成26年度転・編入学試験実施状況報告	受験者数内訳、入学者数内訳
本件対象文書16	平成27年度教員免許更新状況調査（県立学校及び市町村組合立学校用）	教職員の職名、氏名、職員コード、平成27年度末年齢及び生年月日
本件対象文書17	育児休業の承認について	休業職員の氏名、育児休業申請月日、育児休業期間
	育児休業承認請求書	育児休業申請月日、休業職員の職名、氏名、職員コード及び印影、子の氏名、続柄及び生年月日、育児休業請求期間
	「出生証明書」の写し	出生証明書の記載事項の全部
	「母子手帳」の写し	母子手帳の記載事項の全部

別表 2

本件各対象文書	内訳	開示すべき情報
本件対象文書 1 0	生徒数、学級数報告	休学中の者及び留学中の者の内訳
本件対象文書 1 1	「サービス整理簿 1」の写し	<p><サービス整理簿 1 の届出表内></p> <p>決裁印、届出月日、休暇を取得する月日及び日時数（療養休暇に係る月日及び日時数を除く。）、取扱者印、証明印の印影、証明日及び証明者の氏名、休暇の取得に係る届出のない空欄部分</p>
本件対象文書 1 2	「サービス整理簿 2」の写し	<p><サービス整理簿 2 の届出表内></p> <p>決裁印、届出者の職名、氏名及び氏名印、届出月日（出産休暇に係る届出月日を除く。）、休暇を取得する月日及び日時数（出産休暇に係る月日及び日時数を除く。）、取扱者印、休暇の取得に係る届出のない空欄部分</p>
本件対象文書 1 3	高等学校調査表〔第三表〕	<p><左頁></p> <p>校長の免許情報のうち高校欄の部分</p>
本件対象文書 1 7	育児休業の承認について	育児休業申請月日
	育児休業承認請求書	育児休業申請月日